

件名

貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件を廃止する件

○金融庁告示第六十八号

貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件（平成十九年金融庁告示第百十九号）は、平成二十二年六月十七日限り、廃止する。

平成二十二年六月十七日

金融庁長官 三國谷勝範